

学校における3R・適正処理学習支援事業実施要項

島根県環境生活部環境政策課

1. 目的

産業廃棄物にかかる環境教育の推進を図り、もって次世代を担う子どもたちに、廃棄物の減量や適正処理など循環型社会について理解を深めてもらうことを目的として、県立学校が実施する産業廃棄物に重点を置いた学習等（以下「事業」という。）を支援する。

2. 事業内容

1. の目的に沿った事業。ただし以下の3つの要件をすべて満たすものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理等に取り組む事業所・施設等を見学すること
- (2) しまね環境アドバイザーまたは、それに準ずる者を活用すること
- (3) 生徒に対する3Rの啓発効果が高いこと

3. 事業の対象経費

対象となる経費	令達の限度額
補助事業に係る経費のうち以下に掲げるもの（消費税及び地方消費税を含む） ① 報償費（講師謝金、報償を目的とした物品の購入代金など） ② 旅費（講師費用弁償など） ③ 需用費（教材購入費、原材料費、記録費、パンフレット（成果品）作成費など） ④ 役務費（旅行保険料、パンフレット（成果品）郵送費など） ⑤ 使用料及び賃借料（バス借上費、会場使用料など） ⑥ 備品購入費（実習用備品購入費など） ⑦ その他知事が必要と認める経費	1校につき30万円

※但し、しまね環境アドバイザー派遣に要する経費は除く

4. 実施計画書の提出

学校長は、1に掲げる目的を達成するための企画を立案し、学校における3R・適正処理学習支援事業企画書（別紙1）及び学校における3R・適正処理学習支援事業積算内訳（別紙2）を、環境生活部環境政策課長（以下「課長」という。）に提出する。

5. 事業の決定

- (1) 課長は、提出のあった実施計画を審査し、予算の範囲内で採択の可否を決定する。
- (2) 課長は、申請のあった学校に対して採択の可否を通知するとともに、採択された学校に対して速やかに本事業の対象経費を令達する。

6. 実施報告書の提出

学校長は、事業終了後に、学校における3R・適正処理学習支援事業実施報告書（別紙3）及び学校における3R・適正処理学習支援事業積算内訳（別紙2）を課長に提出する。